

所得税の基礎控除の見直しなどについて

令和 7 年度税制改正のおもな項目

 青色申告会

令和 7 年度税制改正で所得税の非課税限度額、いわゆる 103 万円の壁の引き上げが議論され、基礎控除や給与所得控除の見直しなどがおこなわれました。改正は、所得税が令和 7 年分から、個人住民税が令和 7 年の収入で課税される令和 8 年度分から、それぞれ適用されます。

1. 基礎控除の見直し（個人住民税は改正されません）

合計所得金額 2,350 万円以下の居住者は、所得税の基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額	所得税の基礎控除額		
	改正前	改正後	
		令和 7・8 年分	令和 9 年分以後
132 万円以下	48 万円	95 万円	
132 万円超 336 万円以下		88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下		68 万円	
489 万円超 655 万円以下		63 万円	
655 万円超 2,350 万円以下		58 万円	

※1 合計所得金額が 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

※2 個人住民税の基礎控除額の見直しはありません。従来と同じ最高 43 万円です。

2. 給与所得控除の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

給与等の収入金額が 190 万円以下の方は、給与所得控除額が引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下	収入金額×40%－10 万円	
180 万円超 190 万円以下	収入金額×30%＋8 万円	

※1 給与等の収入金額が 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

※2 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

3. 扶養親族等の所得要件の改正（個人住民税も同様に改正されます）

基礎控除額の引き上げにより、次のとおり扶養親族等の所得要件が見直されました。

扶養親族等の区分	所得要件（合計所得金額など）	
	改正前	改正後
扶養親族	48 万円以下	58 万円以下
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子（注）		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下	58 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下	85 万円以下

（注）ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額になります。

4. 特定親族特別控除の創設（個人住民税も改正されます）

大学生世代の子ども等を持つ親の税負担を軽減し、アルバイトをする子ども等の就労調整問題に対応するために、特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の所得		特定親族特別控除額	
合計所得金額	収入が給与だけの場合	所得税	個人住民税
58 万円超 85 万円以下	123 万円超 150 万円以下	63 万円	45 万円
85 万円超 90 万円以下	150 万円超 155 万円以下	61 万円	
90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	51 万円	
95 万円超 100 万円以下	160 万円超 165 万円以下	41 万円	
100 万円超 105 万円以下	165 万円超 170 万円以下	31 万円	
105 万円超 110 万円以下	170 万円超 175 万円以下	21 万円	
110 万円超 115 万円以下	175 万円超 180 万円以下	11 万円	
115 万円超 120 万円以下	180 万円超 185 万円以下	6 万円	
120 万円超 123 万円以下	185 万円超 188 万円以下	3 万円	

※ 特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定扶養親族として扶養控除 63 万円が適用されます。

参考① 103 万円の壁の引き上げ（非課税限度額）について

次の表は、単身の居住者が給与収入だけのときに税金がかからない限度額（非課税限度額）です。所得税と個人住民税の所得割とでは非課税限度額が異なります。専従者給与（賞与を含む）の支給額を変更する場合は、ご所属の青色申告会にご相談ください。

所得税			個人住民税の所得割		
区 分	改正前	改正後	区 分	改正前	改正後
基礎控除	48 万円	95 万円	基本額等	45 万円	
給与所得控除	55 万円	65 万円	給与所得控除	55 万円	65 万円
計	103 万円	160 万円	計	100 万円	110 万円

※ 個人住民税所得割の基本額等は条例で定められます。均等割非課税限度額は、市区町村によって異なります。詳しくは、市区町村のホームページ等でご確認ください。

参考② 令和 7 年分の源泉徴収への適用について

令和 7 年分の源泉徴収への税制改正の適用は、次のとおりです。

- **給与所得者** … 令和 7 年中に支給する給与等を使う「令和 7 年分源泉徴収税額表」は、令和 6 年分と同じ内容です。年末調整において税制改正を反映した年税額を計算し、すでに源泉徴収した税額と精算します。年末調整が受けられない場合は、確定申告で精算します。
- **公的年金等受給者** … 令和 7 年 10 月までの年金支給は税制改正を反映した源泉徴収はおこなわれず、令和 7 年 12 月の年金支給で税制改正を反映した年税額を計算し、すでに源泉徴収した税額と精算します。「3. 扶養親族等の所得要件の改正」や「4. 特定親族特別控除の創設」の適用を受ける場合は、原則として確定申告で精算します。

※ 国税庁ホームページの特設サイト「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」（右の二次元コード）に源泉徴収事務に関する各種情報が掲載されています。

